

いほじゅく コミュニティ だよい

発行／今宿地区コミュニティ推進協議会 事務局／今宿公民館 TEL 22-8877 FAX 22-6769

岩国市立灘中学校から三年ぶりに周南市へ帰ってきました。生まれも育ちも旧徳山市の私は、父がハンドボールの指導をしていたこともあり、中学校からハンドボールを始め、体育教師になってからもハンドボールを通じて多くの方ともお出会いしてきました。

また、この住吉中学校は全国に名を轟かせた伝統があり、縁あって勤務させていただくことになり、大変うれしく思っております。

赴任して三ヶ月が過ぎましたが、すみよし応援し隊やあいさつ運動など、地域の皆様の暖かいご支援やご協力、そして期待をすごく感じるごとに、子どもたちの笑顔があふれ、輝く姿がたくさん見られる学校となるよう、全力で取り組んで参りました。何卒よろしくお願いいたします。



よろしくお願いします
住吉中学校教頭 岡村 尚明



今宿小学校教頭 山本 豊三

この四月から今宿小学校でお世話になります山本です。前任校は萩市立育英小学校でした。約三年前の山口北部豪雨災害の時は、周南市からもたくさんのボランティアの方が来て下さり、復旧のご支援をいただきました。本当にありがとうございました。

さて、初めての街、初めての学校で、とてもドキドキしていましたが、気軽に「ここにちは。教頭先生。」と声をかけてくださる地域の方々の笑顔に緊張も解きほぐされました。

こんなにすてきな地域、そして子どもたちのために何ができるかを考えながら、フットワークも軽く、笑顔でがんばりたいと思います。地域の皆さん、どうぞ、お気軽に学校にお越しください。とびきりの笑顔でござります。

今宿公民館よりお礼

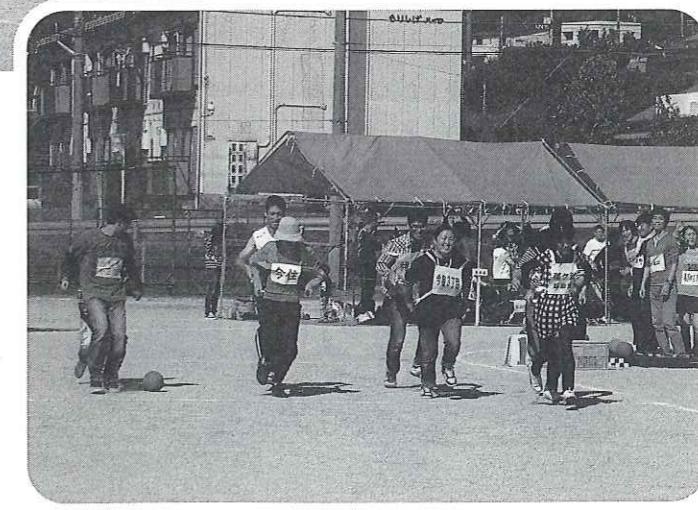
今宿公民館へのご寄附をありがとうございます。
預託者 大橋 一由起様から、亡父 政平様のご意志により十万円のご寄附がありました。このご厚意に対し、厚くお礼を申し上げます。

月 日	行 事	場 所
8月22日(土)	第38回元気今宿夏まつり	住吉中グラウンド
9月27日(日)	敬老会	住吉中体育館
11月 1日(日)	第50回今宿地区親睦大運動会	今宿小グラウンド
12月 3日(木)	ふれあい親睦忘年会	徳曹会館
2月11日(木)	建国記念行事	住吉中学校
3月12日(土)	今宿公民館まつり	今宿公民館

50周年記念 今宿地区親睦大運動会

開催日 11月1日(日)
8時50分～【雨天中止】

場 所 今宿小学校 グラウンド



第38回 元気今宿夏まつり

開催日 8月22日(土)

開会 17時00分~

※雨天の場合は翌日に順延

場所 住吉中学校 グラウンド

主催 今宿地区コミュニティ推進協議会 主管 今宿地区自治会連合会



緊急連絡ダイヤル

- 周南市役所 22-8208
(閉門時) 22-8332
- 警察署 110
(周南警察署) 22-0110
- 消防・救急 119
(周南消防署) 22-8765
- 海上保安庁 118
(徳山海上保安部) 31-0110
- 家族の安否を確認する方法
公衆電話の「171」
災害時、安否確認の伝言を録音・再生できるNTTのサービスです。「171」をダイヤルし、利用ガイドスに従って、利用して下さい。

避難は徒歩が原則。

台風や梅雨前線が近付いている時は、気象台が発表する、最新の情報をテレビ・ラジオ・インターネットなどで確認する。
(地震発生)
家中では、まず身の安全を確保するため、机やテーブルの下などへ隠れ、頭を守り家具等の落下物に注意する。屋外にいる場合は、ブロック塀や門柱には近寄らないこと。車内にいる場合、車は道路の左側に寄せ鍵は付けたまま避難する。発生直後は、火の始末、非常脱出口の確保、火が出たらまず消火、すぐに避難できるよう靴を履いておく等、落ち着いて状況を把握しましょう。

災害への対応
情報が私達の身を守る

平成27年6月1日から

自転車運転中に危険なルール違反をくり返すと

自転車運転者講習を受けることになりました。

(受講命令違反…5万円以下の罰金)

自転車運転者講習の対象となる危険行為



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ

- 1. 自転車運転者が危険行為をくり返す
●3年以内に2回以上
- 2. 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命じる
- 3. 講習の受講
●講習時間:3時間
●講習手数料:5,700円(標準額)

- | | |
|------------------|--|
| 自転車安全利用五則 | 1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
●夜間はライトを点灯
●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用 |
|------------------|--|

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険料に加入するようにしましょう。